

いきいき介護広場

第16号

2005 March
平成17年3月15日



坂井町にある坂井ケアセンターでの一コマです。
今日は楽しいレクリエーションの日です。
輪投げは得意で、なかなか上手でしょう。



主な内容

平成17年度当初予算・主要事業	2・3
介護保険で利用できるサービスとは？PART 1	4
介護保険料を納め忘れていませんか？	5
第17回広域連合議会定例会	6
介護予防講座シリーズ 「口の中の健康管理」	7



ボーリングでは狙いをさだめて、
このとおり全部ピンが倒れました。

平成17年度

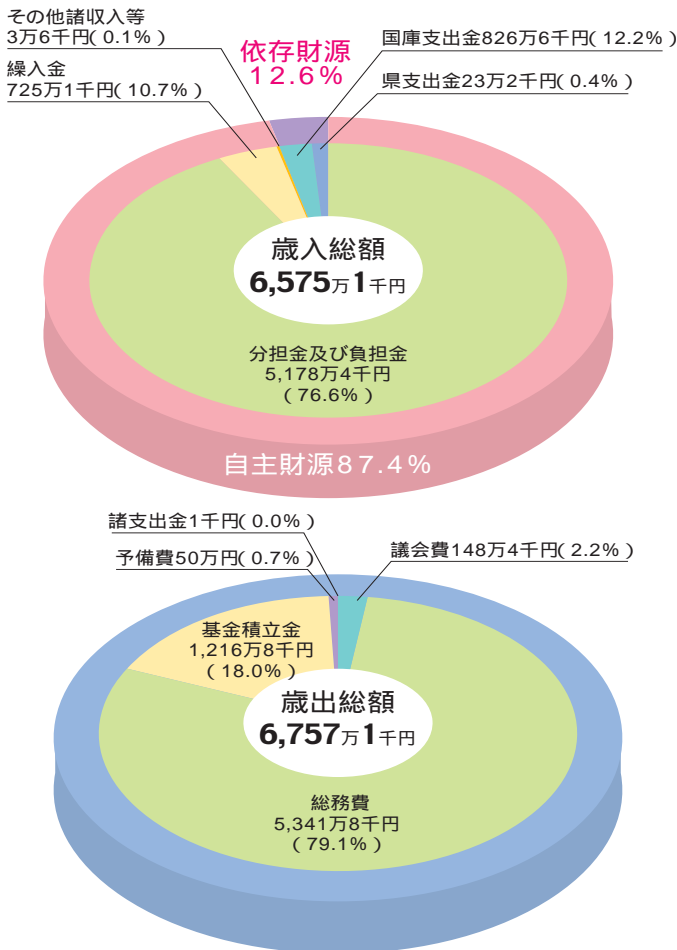
当初予算

平成17年度坂井郡介護保険広域連合一般会計及び介護保険特別会計の当初予算が、2月16日に開催された第17回広域連合議会定例会において議決されましたので、その概要についてお知らせします。

一般会計

総額 **6,757万1千円**

一般会計は広域連合の組織運営のための会計で、総額6,757万1千円、対前年度比2.6%の伸び率（171万3千円の増額）となります。



歳入

歳入は、構成1市4町からの負担金が76.6%と一番高い比率を占めています。そのほか国庫支出金として、低所得者利用軽減対策補助金46万6千円、【新規事業】全国介護保険広域化推進会議開催補助金780万円で2.2%となっています。

また、県支出金として低所得者利用軽減対策補助金23万2千円が0.4%、介護福祉推進基金繰入金725万1千円で10.7%などとなっています。

歳出

歳出は、議会費148万4千円で全体の2.2%、総務費5,341万8千円で79.1%、介護福祉推進基金への積立金1,216万8千円で18.0%などとなっています。

総務費の主な内容として、広域連合の運営にかかる一般管理費4,858万4千円でそのうち【新規事業】全国介護保険広域化推進会議開催負担金780万円、LGWAN（総合行政ネットワーク）サービス提供設備保守委託料75万5千円を計上しました。

また、低所得者に対する利用者負担軽減対策費332万9千円のほか『居宅復帰支援事業』の居宅介護推進費として87万4千円を計上しました。

主要事業

◎全国介護保険広域化推進会議の開催

毎年、全国の介護保険広域連合等及び構成市町村が介護保険制度の円滑な運営と広域化な取り組みを一層推進する総会及びシンポジウムが開催されます。平成17年度は当広域連合が主催で行い、シンポジウムは10月21日に開催する予定です。

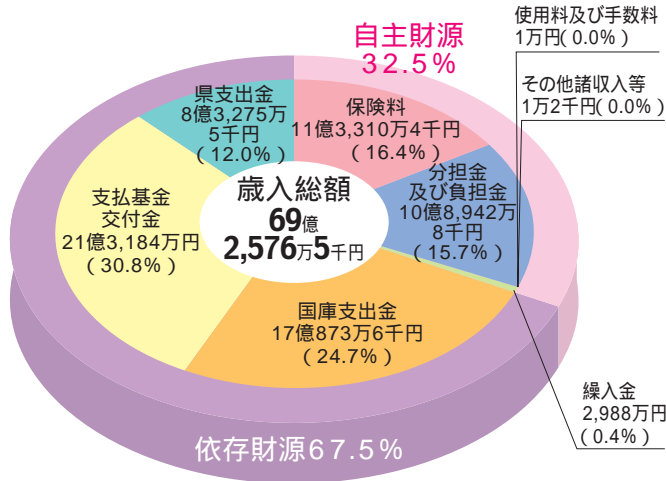
◎第3期介護保険事業計画の策定（平成18～22年度）

第3期介護保険事業計画を策定するために有識者や医療・保健・福祉関係者及び住民の代表者からなる計画策定委員会を設置し、広域連合の現状を踏まえて、次期の介護サービス量の適切な見込みや介護保険料について審議されます。

介護保険 特別会計

総額 69億2,576万5千円

介護保険特別会計は広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計で総額69億2,576万5千円、対前年度比5.9%の伸び率（3億8,594万9千円の増額）となります。



歳入

歳入は、65歳以上の方から納入される介護保険料が全体の16.4%を占め、保険給付費や要介護認定事務などに対する構成1市4町からの負担金が15.7%、国庫支出金が24.7%、保険給付費に対する支払基金交付金(40歳以上65歳未満の方から納入される介護保険料)が30.8%、県支出金が12.0%、保険給付費不足を補うため財政調整基金からの繰入金が0.4%などとなっています。

歳出

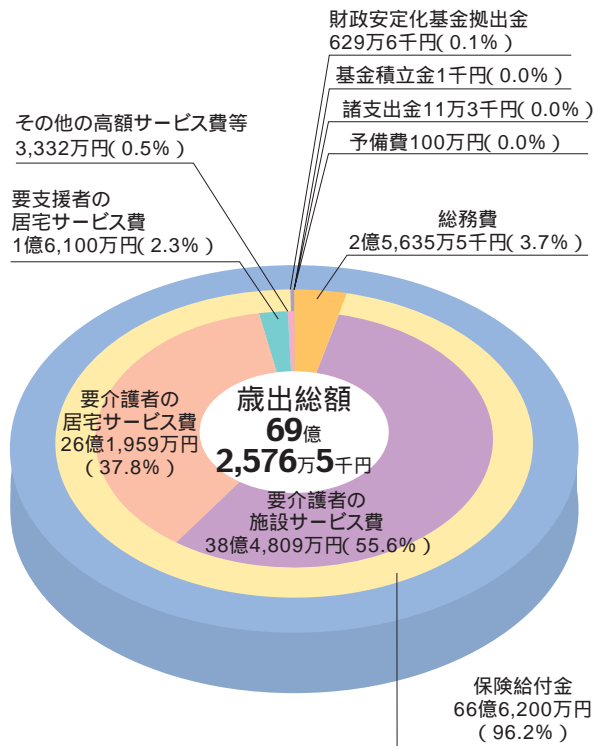
歳出は、総務費 2億5,635万5千円で全体の3.7%、保険給付費 66億6,200万円で96.2%、県財政安定化基金拠出金が629万6千円で0.1%などとなっています。

総務費の主な内容としては、介護保険事業の運営にかかる一般管理費が1億7,484万2千円でそのうち【新規事業】平成18年度制度改正に伴う介護保険システム業務委託料及びハードウェア借上料が4,583万6千円、【新規事業】坂井郡4町合併に伴う介護保険及び介護認定支援システム統合業務委託料が2,660万円を計上しました。

また、介護保険料の賦課・徴収にかかる賦課徴収費が468万9千円、要介護認定業務にかかる介護認定審査会費が7,036万8千円のほか、介護保険制度の啓発にかかる広報発行等の趣旨普及費が154万7千円となっています。

また、予算の大部分を占める、居宅及び施設サービスにかかる保険給付費は66億6,200万円を計上していますが、これは対前年度比4.8%の伸び率（3億663万6千円の増額）となっています。

保険給付費...要介護認定者が利用した介護サービスの利用料のうち、保険給付分（9割）を介護サービス提供事業者に支払うための費用です。



- ◎平成18年度制度改正に伴う介護保険システム業務委託料及びハードウェア借上料
- ◎坂井郡4町合併に伴う介護保険及び介護認定支援システム統合業務委託料
- ◎居宅介護支援事業

介護保険施設に入所されている方に家庭での生活や介護を体験していただくために一時帰宅の際に利用された居宅サービスの費用額を助成します。

- ◎介護サービス未利用者表彰
- ◎訪問介護利用者負担額助成事業 (広域連合単独事業)

介護保険で利用できるサービスとは？

PART ① 【居宅サービス】

介護保険のサービスには、自宅などで利用できる『居宅サービス』と、施設に入所して利用する『施設サービス』があります。このコーナーでは、「居宅サービス」「その他の居宅サービス」「施設サービス」の3回に分けてお伝えします。

●居宅サービス

要支援・要介護1～5に認定された方が利用できます。利用者負担は要介護度により1ヵ月の利用限度額が決まっています。上限額を超えた部分は自己負担となります。

どんなサービスがあるの？

訪問介護

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身の回りの世話を受けられます。



- ・入浴やトイレに行くのに手を貸して欲しい
- ・洗濯や掃除などが十分にできない

訪問入浴介護

簡易浴槽をつんだ入浴車などで訪問してもらい、自宅で入浴の介助を受けられます。



- ・ひとりでお風呂に入れない
- ・自宅のお風呂に入れるのがたいへん

訪問看護

看護師などに自宅を訪問してもらい、手当てなどを受けられます。



- ・床ずれの手当てをしてほしい
- ・点滴の管理などをしてほしい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などに自宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けられます。



- ・自宅でリハビリを続けていきたい
- ・自分や家族ではリハビリが行えない

通所介護

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護サービスやリハビリテーションなどが受けられます。



- ・外出をして人との交流を持ちたい
- ・家族の介護の負担を軽くしたい

通所リハビリテーション

日帰りで介護老人保健施設や病院・診療所に通い、必要なリハビリテーションなどが受けられます。



- ・専門の施設でリハビリを受けたい
- ・家族の介護の負担を軽くしたい

短期入所生活介護・療養介護

施設に宿泊しながら、介護やリハビリテーションなどが受けられます。



- ・家族の病気などで一時的に家庭で介護できない
- ・しばらく施設に入って治療やリハビリを受けたい

福祉用具の貸与

自宅等での日常生活の自立を助ける用具が借りられます。

- ・車いすを使って自分で出歩きたい
- ・介護用のベッドがほしい

対象となる用具

- ・車いすとその付属品
- ・特殊ベッドとその付属品
- ・床ずれ予防用具
- ・体位変換器
- ・手すり
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト



つい

介護保険料を 納め忘れていませんか？

うっかり

介護保険制度は公費とみなさんが納める保険料を財源として運営されています。社会全体で支えあう制度ですから、保険料を納めないでいると滞納していた期間に応じて保険給付の制限がとられます。

保険給付の制限は、滞納が1年以上続いたときから始まります。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、そして介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

あとになって困らないためにも、介護保険料をきちんと納めましょう。

1

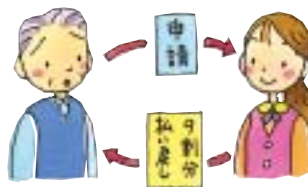
納期限を過ぎると、督促が行われます。速やかに納めるようにしましょう。



1年以上滞納すると

2

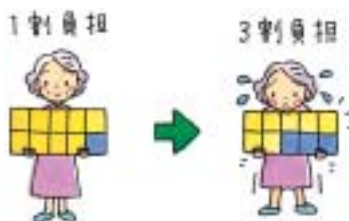
介護サービスを利用したときには、利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付（費用の9割）が払い戻されます。



1年6か月以上滞納すると

4

介護サービスを利用するときに、利用者負担が1割から3割に引き上げられる、高額介護サービス費（1割の負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用）が受けられなくなる、などの措置がとられます。



2年以上滞納が続くと

3

保険給付が一時差し止めとなります。利用者が費用の全額を負担し、申請をしても保険料を完納するまでの間、保険給付の一部または全部が差し止めとなります。



災害など特別な事情により納付が困難な場合には、まず各市町介護保険担当課窓口までご相談ください。

第17回 広域連合議会定例会



第17回広域連合議会定例会が2月16日（水）丸岡町議場で開催され、平成17年度一般会計及び介護保険特別会計当初予算等の7議案が原案どおり可決されました。

また、山田和雄議員及び藤岡繁樹議員が次のような一般質問を行いました。

一般質問

介護保険制度の見直しについて

（'04年11月定例会にひきつづき）

山田 和雄 議員

- 1 介護保険の制度見直しは、去る2月8日閣議決定に至り、国会へと提出された。今回の制度見直しは、施設入所者の居住費や食費を全額自己負担とするなどの負担強化が図られる一方で軽度者へのサービス提供を抑制するなど、負担強化とサービス削減という、二重の誤りを持つ『改悪』に他ならないものと考ええる。
- こうした見直しに対し、どのような見解を有しているか。そして、介護保険の利用者が直面するであろう様々な困難にどのように対処していかなければならないと考えているか。差し迫った問題であるとの認識を持ち、誠実に対処されることを強く求める。

林田連合長
改革の全体像としての制度の基本理念である、高齢者の自立支援・尊厳の保持を基本としつつ、制度の持続可能性を高めていくために「予防重視型システムの転換」、「施設給付の見直し」、「新たなサービス体系の確立」、「サービスの質の向上」、「負担のあり方・制度運営の見直し」の5つの大きな改革の項目を掲げている。平成17年10月から実施予定の施設給付の見直しについては、介護保険と年金給付の重複の是正と在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険3施設に係る給付のあり方を見直すもので、ホテルコストいわゆる減価償却費、光熱水費相当の居住費用と食費について、保険給付の対象外とし利用者負担とするものである。なお、低所得者については、負担軽減を図る観点からそれぞれの所得段階に応じた新たな補足的給付の創設、高額介護サービス費の見直し、また、旧措置入所者の経過措置についても期間を延長し負担軽

減を図る措置が講じられるように聴いている。従来から施設入所者と在宅介護者との不公平感を是正することが課題になっていたが、今回低所得者への配慮と併せて方向性が示されたものと思っている。また、軽度の人へのサービスの提供の抑制については、「予防重視型システムの転換」の中で、軽度者を対象とした運動器の機能向上や栄養改善など効果の明らかな予防給付を創設し、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を、介護保険制度に位置付けて支援していこうというものである。現在、国では介護予防モデル事業（筋力向上トレーニング、栄養改善、口腔機能向上）によるデータを収集し、その評価を踏まえて有効なものについてはプログラムを策定し実施を予定している。丸岡町でもこの介護予防モデル事業を現在実施しており、データを国に提出することとしている。丸岡町の実施内容からも介護予防の効果が著しく上がっていることから第3期事業計画の中でも取り組んで対応したい。

介護保険「改正」案の訪問介護について

藤岡 繁樹 議員

政府は、2月8日、介護保険「改正」案を閣議決定し、国会に提出しました。これに関連し、訪問介護について2点質問します。

- 2 閣議決定した「改正」案では、家事代行型の訪問介護を原則行わないことが、盛り込まれましたが、これが、実施されることを利用している方々が利用できなくなることが想定されるが、広域連合において、家事代行型の訪問介護を利用している方は、何名いるのか。また、利用できなくなる方を対象に広域連合として対応策をどのように考え実施しようとしているのか。

林田連合長
「家事代行型訪問介護を原則として行わない」ことは、改正案の内容を確認する限りにおいては、家事代行型の訪問介護が廃止されることではない。

まず、現行の要介護2から要介護5の方については、現行の訪問介護サービスを受けることができる。また、予防重視型システムへの転換を図っていくために見直しとして、要支援及び要介護1の軽度な要介護者を新予防給付を必要とする要支援1と要支援2に区分することになっている。この内の要介護1の方については、現行の訪問介護のサービスを利用することができるが、新予防給付の対象となる要支援1と要支援2の方については、既存の訪問介護のサービスの見直し・再評価を行った予防訪問介護サービスを利用することとなっている。

- 3 訪問介護の利用料は、現在、介護保険施行前から利用している低所得者については、利用料一割負担のところ、国が4%負担し残り6%の利用者負担を当坂井郡広域連合は単独事業として助成し無料としている。この点では積極的な施策だと考えている。国は、4月以降、この利用料軽減措置を打ち切ることになっているが軽減措置をなくさないよう国に要求するとともに、広域連合として、単独事業として引き続き助成し現行どおり継続を行い、サービス利用の抑制につながることがないよう求めたい。この件については、先ほど全協の説明の中で広域連合として、積極的に対応し、単独事業として行うように報告されたので、大いに評価をしたい。大変良いことなので、本会議の場で今一度明解な答弁を求める。

林田連合長
前からやっている利用者の1割負担について国が経過措置としてやっていた分について広域連合としては国の経過措置が終わっても、福祉施策の観点から、広域連合の単独事業でやっていくということの方向性は変わらない。再度そういう形で進めさせていただきたい。

口の中の 健康管理で寝たきり予防

人間の脳が受ける刺激のうち、約40%は口が関係しているといわれており、良く噛んで味わい、口の筋肉を動かし、歯や歯ぐきを刺激することは、脳にいい刺激を与えることにつながります。

年を取っても自分の歯でなんでも食べている高齢者の方には、寝たきりにならずいつまでも健康でいる方が多いそうです。

認知症防止のためにも、若いうちから歯の手入れにこころがけ、80歳になっても20本の歯を残すよう努力しましょう。

お口の健康管理のポイント

① 毎日の歯磨き・ブラッシング

口の中の汚れはむし歯や歯周疾患を引き起こします。特に高齢者の場合は口の中の機能が衰えるので、特に口の中の清潔を保つことが必要です。

歯ブラシのほかに、歯と歯の間をみがく歯間ブラシ、電動歯ブラシ、糸ようじなどを上手に利用しましょう。



② むし歯や歯周疾患などは早めに治療

むし歯や歯周疾患をほうっておくと、毎日の食生活に支障がでたり、他の病気を引き起こす原因にもなります。異常を感じたら早めに治療を受けましょう。

③ かかりつけ歯科医での定期検診

身体の健康診断を受けるのと同じように、口の中の検診も定期的に受ける事が大切です。歯、歯ぐき、舌、口の中の粘膜など、口の中全体のチェックをしましょう。また、しっかりと噛めて自分に合った入れ歯の管理なども、かかりつけ歯科医に相談しましょう。



嘱託職員（介護認定調査員）募集

募集人員 / 1人
 応募資格 / 5月1日から勤務できて、次の条件を満たす人
 昭和39年4月2日以降に生まれた方
 保健師、看護師、準看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の保健福祉の有資格者
 普通自動車運転免許を持っている人
 申込み手続き / 市販の履歴書（家族状況を含む）に必要事項を記入し、広域連合総務課へ申し込んでください。
 申込み期間 / 3月22日（火）～4月8日（金）
 郵送の場合は4月8日消印有効
 問合せと申込み先 / 坂井郡介護保険広域連合総務課



このほど、介護保険運営協議会が開催され、任期満了に伴い、林田連合長から新しい委員さんに委嘱状が手渡されました。

これから2年間、保険給付の内容をはじめ、これらに関する苦情・相談及び保険料や利用料に関することなどについて審議を行っていただきます。

委員さんは次の皆さんです。（敬称略）
 委員長 副委員長

住民代表

立田 孝治	あわらし
松木新一郎	三国町
川上美千子	丸岡町
吉村 元治	春江町
五十嵐実千代	坂井町

関係機関及び学識経験者

橋本 達也	（広域連合議会代表）
野村 健一	（坂井郡医師会代表）
松山 俊也	（坂井郡ケアマネジャー連絡会会長）
山口志代治	（介護保険事業者ネットワークさかい会長）
杉下 信夫	（県坂井健康福祉センター所長）

介護保険モニター募集 ~みなさんの声を広域連合に~

『住民と共に歩む高齢者の自立を支え、地域の連携と協働で進める安心して介護が受けられるまちづくり』の目的のため、介護保険や福祉行政に関心のある方のご応募をお待ちしています。

募集人員 / 5人（応募多数の場合は抽選による）
 応募資格 / 介護保険や福祉行政に関心のあるあわらし市及び坂井郡に居住されている方で、広域連合が開催する連絡会議に参加できる方。年齢、性別、職業（地方公共団体の長及び議会の議員と一般職の公務員を除く。）は問いません。

ただし、現在、各種モニターなどに委嘱されている方はご遠慮ください。
 活動内容 / 住民の広域連合に対する意見、要望、苦情等を取りまとめる。広域連合が随時実施する行政に関する質問に回答する。広域連合が開催する連絡会議に出席する。

委嘱期間 / 2年（H17.6.1～H19.5.31）
 応募方法 / 官製はがきに必要事項（郵便番号・住所・氏名・電話番号・年齢・性別・職業）を記入して、広域連合総務課へ申し込んでください。
 募集期間 / 4月1日（金）～5月10日（火） 5月10日当日消印有効
 問合せと申込み先 / 坂井郡介護保険広域連合 総務課
 応募の結果は、本人あてに通知します。

介護保険モニターの皆さんは次の方々です。お気軽にご相談ください。（敬称略）

あわらし市

納村 亮	77-2084	佐賀 千種	79-1103
野田きよ子	73-5277	見澤美和子	75-1486

三国町

大井 貞夫	82-0137	坪井 眞	82-0498
-------	---------	------	---------

丸岡町

大霜 範子	66-5167	堀田 文子	67-0877
-------	---------	-------	---------

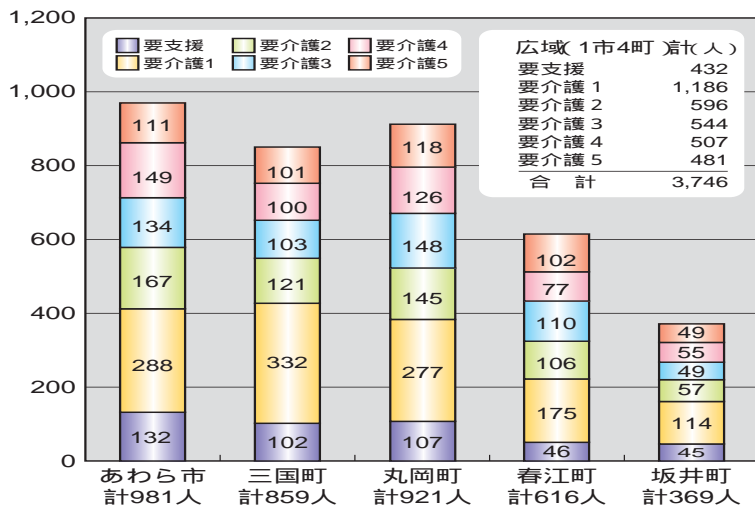
春江町

竹内 則雄	51-1006	平田 好江	51-1429
-------	---------	-------	---------

坂井町

寺澤由紀子	72-0631	半田とみ子	72-0579
-------	---------	-------	---------

要介護等認定者数の状況（平成17年1月末日現在）



編集・発行 / 坂井郡介護保険広域連合
 〒919-0522 福井県坂井郡坂井町上新庄28-5-3
 TEL 0776-67-3366 FAX 0776-67-3766
 E-mail: info@kouiki.sakai.fukui.jp
 URL http://www.kouiki.sakai.fukui.jp

編集後記

春3月とは言いながらもまだ風が冷たく感じられます。

介護保険制度も5年が過ぎようとし、「予防重視システムへの転換」、「施設給付の見直し」などの制度改革が今国会で、審議されています。

私も、初心に戻り、もっと見やすく、わかりやすく伝えられるよう、「顔」ともいえる広報誌づくりに励みたいと思います。